

平成27年第2回見附市教育委員会定例会会議録

○招集日時 平成27年3月2日(月) 13時30分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第10号 見附市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

議第11号 見附市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議第12号 見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第13号 平成27年度一般会計予算案(教育関係)に関する意見の聴取について

議第14号 教職員(管理職)人事の内申について

○出席委員(5名)

委員長 小林 弘武 君

委員 南 雲 京子 君

委員 武田 一夫 君

委員 小倉 美砂子 君

委員・教育長 神林 晃正 君

○事務局出席者

教育部長 星野 隆 君

学校教育課長 松井 謙太 君

こども課長 土田 浩司 君

まちづくり課長 森沢 亜土 君

教育総務課長補佐 早川 洋介 君
学校教育課長補佐 神林 俊之 君
こども課長補佐 岡田 恵子 君
臨時職員 古澤 佳幸 君

13時30分開会

委員長

只今より、平成27年第2回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席委員5人でございます。

委員長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第27条の規定により南雲委員を指名します。

委員長

日程第2 報告事項

報告1 小・中・特別支援学校卒業式への臨席について

報告2 教育委員会の点検・評価について

教育部長より説明願います。

教育部長

「平成26年度卒業式日程及び市代表出席者名簿」に記載した通り、小林委員長は3月6日(金)南中学校と3月24日(火)見附第二小学校、南雲職務代理は、3月6日(金)今町中学校と3月24日(火)今町小学校、武田委員は3月6日(金)見附中学校と3月24日(火)見附小学校、小倉委員は3月24日(火)新潟小学校、神林教育長からは3月24日(火)見附特別支援学校に出席願います。その他の出席者は、名簿に記載した通りであります。

続きまして教育委員会の点検・評価についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、作成した平成25年度を中心とした教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況について、お手元に見附市の教育概要図として配布させていただきました。点検及び評価を職員が取りまとめたものをお手元に配布いたしました。今後は、3月3日に教育委員会評価委員会を開催し、最終的に作成したものを再度送付させていただくと共に3月19日に議会報告したいと考えています。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員長

ないようですので、次に移ります。

委員長

次に、

報告3 見附町部地区コミュニティ推進への取り組みについて、まちづくり課長より説明願います。

まちづくり課長

見附町部地区コミュニティ推進への取り組みについて、説明いたします。

昨年12月に市内で第9番目となる庄川平コミュニティが誕生し、残すは見附地区の中心部65町内約15,000人の人口を有する地域のみが残るだけとなりました。

今までで最も大きなコミュニティである今町まちなかコミュニティは、30町内約7,500人の規模ですが、ちょうどこの倍となる人口の地域が残っております。この地域の推進につきましては、2つのエリアに分けて進める案を用意し、次のようなスケジュールで説明会等を行う予定としています。それで

は、1 スケジュールをご覧ください。

1 番目に1/21に、市議会議員全員を対象とする「議員協議会」で、本日と同じ資料で見附町部地区のコミュニティの推進方法について説明いたしました。

次に3番目、2/3から19日にかけて65町内を6つに分けて、区長および役員さんを対象に町内ミニ集会を開催しました。コミュニティの推進経過を説明し、エリア分割案を示して意見交換を致しました。

2番目に戻りまして2/18には、当該地区在住の市議7名と意見交換会を実施しました。趣旨として発言がしやすい小規模の説明会を多数開催することで、多くの質問に答え、理解度を深めてもらうことを目的にミニ集会を開催しました。これらの集会で出された意見を整理し、推進方針を決めたうえで、4月には全ての新区長に集まってもらい説明会をさせて頂く予定です。

次ページをご覧ください。今のところ、商店街地域を含む元町から南本町までの東地区と、本所・昭和町・学校町の純住宅街地域の西地区の2エリアに分けて取り組む方向です。

中段、東地区の表をご覧ください。5月に東地区の区長さんにコミュニティの設立に向けた行程についての説明会を行い、6月から7月にかけて町内住民および団体に対する説明会を実施し、意見集約したいと考えております。出た意見を集約して再度区長さん方に報告したいと考えています。7月には各町内・団体から準備会委員を選出してもらい、9月にはコミュニティ設立準備会を立ち上げたいと考えております。この準備会は3週に1回のペースで10回程度開催し、地域の現状や課題を抽出してもらい、目指す将来像ややるべき事業・組織などについての青写真を作っていただきます。H28年の5月までに計画を取りまとめて頂き、概ね9月くらいに東地区のコミュニティの設立を行いたいと思っています。

その後、西地区についても同様の手順を進めて行きたいと考えております。

以上でございます。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員 長

ここで、事務局より追加報告の申出がありましたので、お願いいたします。

報告4 体罰の実態把握調査についてを学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

県が実施した体罰実態把握に係るアンケート調査の結果を報告します。これは、一昨年度から継続して三回目となるものです。小学校と特別支援学校の児童生徒に対しては、保護者と一緒に記入し回答いただきました。今回2月に実施しましたが、児童生徒、保護者、教職員の合計4,626の回答を得た結果、体罰は0件でした

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員 長

回答率については100%に近いものなのでしょうか。

学校教育課長

100%です。

委員 長

他にございませんか。

委員 長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

委員 長

日程第3

議第10号 見附市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

議第11号 見附市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議第12号 見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第10号、見附市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてですが、貸し付けを受ける場合の要件として、保証人二名を立てなければならない、を「一名」に改めるものです。長岡、三条等近隣市の規程を参考にしたり、奨学金の貸し付けを受けやすくするためのものであります。

それに関連して3ページをご覧ください。議第11号であります。保証人の資格として「保護者」一名に改めるものであります。

続いて7ページをご覧ください。議第12号、見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてであります。休業日の規程についてですが、これまで「農繁期等において」と書かれていましたが実情に合わせて、その文言を取ることが一点目です。

二点目は、卒業認定期日を従来3月5日以降とされていたものを、3月1日以降と改めるものです。中学校の卒業式を3月1日以降であればできるとするものであります。これは、県立高校の入試制度が今年度より変更されたことにより、学校の教育計画上、卒業式とあまりにも隣接しているケースが今後出てくる可能性がありましたので実情に合わせて変更をお願いするものであります。以上です。

委員長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

委員 長

ないようですので、質疑を終結させていただきます。本3案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本3案は原案のとおり決定されました。

なお、議第10号は条例の一部改正ですので、市議会に提出することにいたします。

委員 長

議第13号 平成27年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取についてを議題とします。初めに、教育部長から趣旨説明をしてもらい続いて関係課長に説明を求めます。

教 育 部 長

資料「平成27年度当初予算の概要」をご覧ください。

3ページ「3. 各会計別歳入歳出予算総括表」をご覧ください。平成27年度一般会計は、159億7千万円であり、対前年度当初予算比+1.5%で昨年度より2億4千万円増の、過去最大規模の予算となっています。なお、特別会計、企業会計を合わせた総額は、357億950万円であり、対前年度比+1.8%で昨年より6億4,750万円の増となっています。

5ページをお願いします。歳出の表の「10款教育費」の27年度予算額は、16億398万6千円で、対前年度比+32.5%で昨年より3億9,314万9千円増となっています。

9ページの「8主要事業一覧表」をご覧ください。ここから市の各課の主要事

業について説明しています。教育総務課については、24ページをご覧ください。(2) ライフステージに応じた学びの環境づくりに取り組みます ①教育水準の向上のため教育環境を整備しますの所にあります、「給食センター建設事業」として老朽化した学校給食センターに代わる新しい施設の整備を行うための施設の設計業務等を行います。

続きまして「学校体育館天井耐震化事業」では、見附小、新潟小、上北谷小及び名木野小で実施いたします。国の補助が27年度までの最終年となります。

3つ目の「名木野小学校改築工事」については、校舎の教室と玄関の改修工事を実施いたします。

25ページをお願いします。③芸術・文化の充実、継承に努めますの所にあります「国史跡指定 PR 事業」でございますが、耳取遺跡の国史跡指定を受けた後の、シンポジウムや市民に対しての周知を行いたいと考えております。以上でございます。

学校教育課長

学校教育課の事業について説明いたします。24ページをご覧ください。「みつけ一番星事業」は、ICT、小中一貫、英語活動、伝統芸能等々、多様な先進的教育課題に対応するトップレベルの教育水準を目指す各校の取組を支援するものです。学校からの提案型として精査し数校を支援するものです。

「スマートウェルネススクール」事業は、豊かな心、体力、社会性等に関して、当たり前となっている生活の質を一步向上させていくこととあります。具体的には、日々の登下校を活かして健康な体づくりを推進するための歩き方講習会、中学生によるEボート対抗戦を実施して水に親しみ社会性を育むこと等を考えています。以上です。

こども課長

こども課の事業について説明します。22ページをご覧ください。(1)子育て環境の充実に努めますとあり、①仕事と子育てが両立できる環境を整備しますとあります。私立幼稚園・認定こども園運営事業という事で4月から新しく制度が変わり、施設型給付という形で市でも運営に関わっていくという事で予算計上しています。

次に放課後の児童の居場所づくりという事で、予算的にはないのですが今年度上北谷小の上北谷ふるさとセンターに放課後の子どもの居場所を1ヵ所作りました。それと同じようなものを来年度もう2ヵ所程度つくりたいという事で、まちづくり課と連携して取り組む事業であります。

②子育て支援体制を整備しますとあります。子育て支援事業という事で、主に子育て支援センターでの事業ですが、新たな取り組みとして子育て支援コーディネーターを学校町の子育て支援センターに新年度から配置したい。

このコーディネーターには子育て支援センターに来たお母さんやお父さんに気軽に相談していただいて、子育てに関する支援制度や幼稚園・保育園・一時預かりの空き状況など気軽に来ていただく中で、相談にのりながら事業等を紹介していく職員を配置して支援していきたいという事であります。また、今年度補正でお願いした子育てマイスター育成につきましても新年度に引き続き行うという事であります。

次に、子どもの医療費助成事業・妊産婦医療費助成事業・妊産婦歯科健康診断事業は今年度から実施した事業ですので、引き続き実施していく予定であります。不育症医療費助成事業につきましては今年度から実施しましたが、今年度は保険適用外の医療費だけを対象として助成するという事にしていましたが、保険適用の医療費につきましても助成する取り組みを進めていく事にして

います。

次に、子育て世帯臨時特例交付金につきまして、今年度児童一人につき1万円という事で実施していましたが、来年度は1万円を3千円という事で引き続き実施していく事になりました。以上です。

まちづくり課長

それではまちづくり課の27年度の主要事業について説明いたします。25ページをお願いします。③芸術・文化の充実、継承に努めますという所の「市民ギャラリー整備事業」の2,000万円でございます。本体工事は平成26年度に1億6,600万円で計上させていただきましたが、工事着工に至っていないということでこのまま繰り越しをさせて頂き、平成27年執行の予定となっております。平成27年度、別途2,000万円計上しておりますが、こちらは市民ギャラリーの本体工事とは別に、外構工事の経費を計上するものです。

次に、④生涯スポーツ活動を推進しますという所の「総合体育館・武道館耐震補強工事」の1億1,850万円についてであります。前年度までに耐震補強の設計に従い、県より審査を受けまして平成27年度に行う耐震補強工事の経費です。

次に、「総合体育館リニューアル工事」1億300万についてです。耐震補強工事を実施いたしますが休館にもなりますし、他の工事との兼ね合いという事で一緒にリニューアル工事を実施させていただくという事です。施設が昭和47年設立でかなり老朽化しているので、老朽化に伴う不具合の修正あるいは利便性の向上を図るための経費の計上であります。

26ページをお願いします。(3) 市民と行政の協働を推進します ①地域自治の運営を支援します、の「地域自治推進事業」7,313万円であります

が、現在までに設立されている9つのコミュニティへの活動交付金と、27年度に取り組みます見附町部地区のコミュニティ設立にかかる経費を計上したものでございます。以上でございます。

こども課長

追加説明があります。23ページをご覧ください。子どもの感染症予防事業の所で、新年度から子供のインフルエンザの助成を実施するという事を新規事業とします。以上です。

委員長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

委員長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

委員長

次に

議第14号 教職員(管理職)人事の内申についてを議題とします。

この議案につきましては、年度当初の教職員人事でありますので、内示の日までは公開できません。従って、本議案の審査は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員長

ご異議なしと認めます。

従って、本案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めることとします。

事務局は、会議録の調整につき、対応をお願いします。

なお、これより、お手元に配布します議案書につきましては、審査終了後に回収させていただき、内示後に改めて配布させていただきますので、了承をお願いいたします。

それでは、提案理由の説明を教育長をお願いいたします。

■ここから非公開審議■

教育長より、議第10号「教職員（管理職）人事の内申について」、当日配布した議案書に基づき、説明を行った。

委員 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり内申することにご異議ありませんか。

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり内申することに決定いたしました。

■ここまで非公開審議■

委員 長

ここで、非公開と決定しました議第14号の審議が終了しましたので、会議録の調整をお願いします。

これより公開審議となりますが、事務局から議案の追加の申し出がありましたのでお願いいたします。

委員 長

追加議案、議第15号 教育委員の辞職についてを議題とします。この議案

につきましては、議第14号に続き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きに規定する「人事に関する事件」に該当するものと考え、本議案の審査は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員長

ご異議なしと認めます。

従って、本案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めることとします。

事務局は、再度会議録の調整につき、対応をお願いします。

なお、この人事案件につきましては、見附市教育委員会会議規則第24条第3項の規定により、討論を行わず、その許否を決定することとなっておりますので、委員各位のご理解をお願いいたします。

それでは、提案理由の説明を教育部長をお願いいたします。

■ここから非公開審議■

教育部長より、議第15号「教育委員の辞職について」、議案書に基づき、説明を行った。

委員長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

■ここまで非公開審議■

委員 長

ここで、非公開と決定しました議第15号の審議が終了しましたので、
会議録の調整をお願いします。

委員 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。
これで平成27年第2回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時00分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、
委員長及び会議録署名委員ここに署名する。

委員長

小林 弘武

会議録署名委員

南雲 京子

